

○墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱

平成17年4月1日

17墨総総第5号

改正 平成18年7月1日17墨総総第403号

平成19年7月1日19墨総総第379号

平成20年7月1日20墨総総第399号

平成21年7月1日21墨総総第522号

平成22年4月1日22墨総総第450号

平成23年4月1日23墨総総第143号

平成24年6月1日24墨総総第458号

平成24年7月2日24墨総総第864号

平成25年11月6日25墨総総第1043号

平成26年4月1日26墨福子ど第275号

平成27年6月15日27墨福子ど第1308号

平成28年8月12日28墨福子ど第892号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭の所得状況に応じて、私立幼稚園及び幼児施設（以下「私立幼稚園等」という。）に在籍する幼児の保護者又は私立の保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園（以下「認定こども園等」という。）に在籍する短時間利用児の保護者が負担する入園料及び保育料について補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園との保護者負担の格差の是正を図り、もって幼稚園教育及び幼児教育の振興と充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚

園のうち、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に移行していない幼稚園をいう。

(2) 幼児施設 東京都知事が幼稚園類似の幼児施設として認定した施設をいう。

(3) 幼児 墨田区の住民基本台帳に記録されている3歳児（前年度の3月31日に満3歳に達している者及び当該年度中に満3歳に達した者をいう。）、4歳児（前年度の3月31日に満4歳に達している者をいう。）及び5歳児（前年度の3月31日に満5歳に達している者をいう。）をいう。

(4) 私立認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号。以下「都条例」という。）に基づき、東京都知事が認定した地方公共団体以外の者が設置する認定こども園のうち、新制度に移行していない認定こども園をいう。

(5) 保育所型認定こども園 都条例第3条第3号に定める認定こども園のうち、新制度に移行していない認定こども園をいう。

(6) 地方裁量型認定こども園 都条例第3条第4号に定める認定こども園のうち、新制度に移行していない認定こども園をいう。

(7) 短時間利用児 都条例第2条第1項第3号に定める園児をいう。

(8) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等又は認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）に当該幼児に係る入園料又は保育料を納入する義務を負う者をいう。

(9) 情緒障害児短期治療施設通所部

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に定める情緒障害児短期治療施設のうち、通所により情緒障害を治すこと等を目的とした施設をいう。

(10) ひとり親世帯等

保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者

のない者で現に児童を扶養している者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により
身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定に
より療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律（昭和25年法律第123号）第4
5条2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に
限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定
める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金
の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(1 1) 保護者と生計を一にする兄・姉等

保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイを除く。）

(1 2) 児童発達支援

児童福祉法第6条の2第2項に定める支援をいう。

(1 3) 医療型児童発達支援

児童福祉法第6条の2第3項に定める支援をいう。

(1 4) 家庭的保育事業等

児童福祉法第24条第2項に定める家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規
模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）をいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、就園奨励費補助金、保育料補助金及び入園料補助金とする。

(補助金の交付対象者及び金額)

第4条 就園奨励費補助金、保育料補助金及び入園料補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して交付する。

(1) 就園奨励費補助金 私立幼稚園に在籍する幼児の保護者で当該私立幼稚園へ当該幼児に係る入園料又は保育料を納入したもの

(2) 保育料補助金 幼稚園等に在籍する幼児の保護者で当該幼稚園等へ当該幼児に係る保育料を納入したもの

(3) 入園料補助金 幼稚園等に在籍する幼児の保護者で当該幼稚園等へ当該幼児に係る入園料を納入したもの

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体から同項各号に定める補助金と同種の補助金の交付を受けている者については、当該各号に定める補助金は交付しない。

3 就園奨励費補助金、保育料補助金及び入園料補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就園奨励費補助金 別表第1に定める額の範囲内で、保護者が納入した入園料及び保育料の額、幼児の私立幼稚園の在籍期間並びに幼児及び保護者が墨田区の住民基本台帳に記録されている期間に応じた額

(2) 保育料補助金 別表第2に定める額の範囲内で、保護者が納入した保育料の額、幼児の幼稚園等の在籍期間並びに幼児及び保護者が墨田区の住民基本台帳に記録されている期間に応じた額

(3) 入園料補助金 別表第4に定める額の範囲内で、保護者が納入した入園料の額に応じた額

(補助金の交付申請等)

第5条 就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金の交付を受けようとする者は、私立幼稚園等保護者補助金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 就園奨励費補助金又は保育料補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書とともに、その者が属する世帯に属する者(当該年度分の特別区民税の賦課期日に

墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）第9条第1号に規定する者に該当する者（生活保護世帯（当該年度の4月1日現在において、生活保護法の規定による保護を受けている世帯をいう。以下同じ。）に属する者を除く。）で、就園奨励費補助金又は保育料補助金の交付手続のためにその者の特別区民税に係る課税情報を確認することに同意したものを除く。）に係る当該年度分の特別区民税（市町村民税を含む。以下同じ。）の課税証明書、非課税証明書又は納税通知書若しくは特別徴収税額の通知書の写し（生活保護世帯に属する者にあつては、当該保護を受けていることを証する書類）を提出しなければならない。

3 前条第1項の規定にかかわらず、当該年度に係る第1項の申請書を3月15日までに提出しない者については、当該年度に係る就園奨励費補助金、保育料補助金及び入園料補助金は交付しない。

4 前条第1項の規定にかかわらず、第2項の規定により課税証明書等の提出を要する者で当該課税証明書等を3月15日までに提出しないもの及び就園奨励費補助金又は保育料補助金の交付を申請した者でその者が属する世帯に属する者のうちに当該年度分の特別区民税の額が同日において決定していないものがあるものについては、当該年度に係る就園奨励費補助金及び保育料補助金は交付しない。

（補助金の交付決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、申請内容を審査し、就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金の交付の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金の交付の可否を決定したときは、私立幼稚園等保護者補助金交付決定通知書（第2号様式）又は私立幼稚園等保護者補助金不交付決定通知書により、申請者に通知しなければならない。

3 区長は、就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金の交付を行うに当たっては、当該交付する補助金に係る幼児が在籍する幼稚園等の設置者及び園長に対し、当該幼児に係る在籍等証明書（第3号様式）の提出を求め、当該幼児の在籍状況及び当該幼児の保護者が納入した当該幼児に係る入園料又は保育料の額を確認し

なければ、これを行うことができない。

(保護者の届出義務)

第7条 就園奨励費補助金又は保育料補助金の交付を受けている保護者は、墨田区からの転出、幼児の幼稚園等からの退園その他の事由によりこれらの補助金の交付を受ける資格を有しないこととなったとき、又は第5条第1項の申請書に記載した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(補助金に関する調査)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、幼稚園等の設置者若しくは園長又は就園奨励費補助金、保育料補助金若しくは入園料補助金の交付を受けた保護者に対し、これらの補助金に関し説明を求め、及び調査することができる。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金の交付を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金の交付を受けたとき。

(2) 就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金を別表第1、別表第2及び別表第4にそれぞれ規定する補助対象経費以外の目的に使用したとき。

(3) この要綱に違反する行為があったと認められるとき。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により就園奨励費補助金、保育料補助金又は入園料補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消したとき又は第4条第3項各号に規定する額を超えて当該各号に定める補助金を交付したときは、既に交付された当該取消しに係る部分の補助金額又は当該超える額の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、就園奨励費補助金、保育料補助金及び入園料補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部子ども・子育て支援担当部長が

別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 墨田区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和51年5月1日51墨区区発第123号）は、廃止する。
- 3 墨田区私立幼稚園園児の保護者に対する補助金交付要綱（昭和51年5月20日51墨区区発第121号）は、廃止する。
- 4 墨田区幼稚園類似の幼児施設児の保護者に対する補助金交付要綱（昭和51年5月20日51墨区区発第122号）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日前に外国人登録原票に登録されていた期間は、改正後の住民基本台帳に記録されている期間とみなす。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表第1

区分	補 助 対 象	補助金額（年額）				
		同一世帯に小学校1年生から3年生までの児童を有しない場合		同一世帯に小学校1年生から3年生までの児童を有する場合		
	経 費	(第1子) 同一世帯に 1人のみ私 立幼稚園に 在籍してい る場合の当 該幼児又は	(第2子) 同一世帯に 2人以上、備 考に定める 施設に同時 に在籍し、又 は支援を利	(第3子以 降) 同一世帯に 3人以上、備 考に定める 施設に同時 に在籍し、又	(第2子) 小学校1年 生から3年 生までの兄 又は姉を1 人有してお	(第3子以 降) 小学校1年 生から3年 生までの兄 又は姉を1 人有してお

			同一世帯に2人以上、備考に定める施設に同時に在籍し、又は支援を利用している場合の最年長の幼児で私立幼稚園に在籍している幼児に係る額	用している場合の次年長の幼児で私立幼稚園に在籍している幼児に係る額	は支援を利用している場合の最年長の幼児及び次年長の幼児以外の私立幼稚園に在籍している幼児に係る額	に1人のみ私立幼稚園に在籍している場合の当該幼児及び同一世帯に2人以上、備考に定める施設に同時に在籍し、又は支援を利用している場合の幼児のうち最年長の幼児で私立幼稚園に在籍している幼児に係る額	り、同一世帯に2人以上、備考に定める施設に同時に在籍し、又は支援を利用している場合の左以外の私立幼稚園に在籍している幼児又は小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有しており、私立幼稚園に在籍している幼児に係る額
1	生活保護世帯に属する保護者	入園料	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
2	当該年度分の特別区民税が	及び	272,000円	290,000円	308,000円	290,000円	308,000円

	非課税である者のみで構成されている世帯又は、当該年度分の特別区民税の所得割が非課税である者のみで構成されている世帯に属する <u>保護者</u> （1に該当する <u>保護者</u> を除く。）	保 育 料					
3	当該世帯に属する者に係る当該年度分の特別区民税の所得割の額の合計額が別表第3の区分1に定める基準額以下である世帯に属する <u>保護者</u> （1及び2に該当する <u>保護者</u> を除く。）		1 1 5, 2 0 0 円	2 1 1, 0 0 0 円	3 0 8, 0 0 0 円	2 1 1, 0 0 0 円	3 0 8, 0 0 0 円

4	当該世帯に属する者に係る当該年度分の特別区民税の所得割の額の合計額が別表第3の区分2に定める基準額以下である世帯に属する保護者（1から3に該当する保護者を除く。）	62,200 円	185,000 0円	308,000 0円	185,000 0円	308,000 0円
5	当該世帯に属する者に係る当該年度分の特別区民税の所得割の額の合計額が別表第3の区分2に定める基準額を超える世帯に属する保護者	/	154,000 0円	308,000 0円	154,000 0円	308,000 0円

備考

- 1 同時に在籍している場合に該当する施設とは、認可幼稚園、認可保育所、認

定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部又は家庭的保育事業等をいい、支援とは、児童発達支援又は医療型児童発達支援をいう。

- 2 ひとり親世帯等に係る補助金額については、別表第1の規定にかかわらず、同表区分2に該当する世帯にあつては第1子及び第2子の補助金額を308,000円とし、同表区分3に該当する世帯にあつては第1子の補助金額を217,000円と、第2子以降の補助金額を308,000円とする。
- 3 別表第1区分1、2又は3に該当する多子世帯において、補助対象の幼児に兄又は姉がいる場合は、当該兄又は姉の年齢にかかわらず、当該兄又は姉を多子計算の算定対象とする。
- 4 特別区民税の所得割の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2

区分	補助対象経費	補助金額（月額）	
		（第1子）	（第2子以降）
		同一世帯に1人のみ幼稚園等に在籍している場合の当該幼児又は同一世帯に2人以上、備考に定める施設に同時に在籍又は支援を利用している場合の最年長の幼児で幼稚園等に在籍している幼児に係る額	同一世帯に2人以上、備考に定める施設に同時に在籍又は支援を利用している幼児又は同一世帯に小学校1年生から3年生までの <u>兄又は姉</u> を有している場合の幼稚園等に在籍している幼児に係る額
1	当該年度分の特別区民税の所得割が非課税である者のみで構成され	入園料及び保	16,200円

	ている世帯、生活保護世帯に属する <u>保護者</u> 又は2のうちひとり親世帯等		
2	当該世帯に属する者に係る当該年度分の特別区民税の所得割の額の合計額が別表第3の区分1に定める基準額以下である世帯に属する <u>保護者</u> (1に該当する <u>保護者</u> を除く。)	14,500円	16,200円
3	当該世帯に属する者に係る当該年度分の特別区民税の所得割の額の合計額が別表第3の区分2に定める基準額以下である世帯に属する <u>保護者</u> (1及び2に該当する <u>保護者</u> を除く。)	13,500円	15,600円
4	当該世帯に属する者に係る当該年度分の特別区民税の所得割の額の合計額が別表第3の区分3に定める基準額以下である世帯に属する <u>保護者</u> (1から3に該当	12,400円	15,000円

	する <u>保護者</u> を除く。)		
5	当該世帯に属する者に係る当該年度分の特別区民税の所得割の額の合計額が別表第3の区分3に定める基準額を超える世帯に属する <u>保護者</u>	10,000円	10,000円

備考

- 1 同時に在籍している場合に該当する施設とは、認可幼稚園、幼児施設、認可保育所、東京都認証保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部又は家庭的保育事業等をいい、支援とは、児童発達支援又は医療型児童発達支援をいう。
- 2 別表第2区分1又は2に該当する多子世帯において、補助対象の幼児に兄又は姉がいる場合は、当該兄又は姉の年齢にかかわらず、当該兄又は姉を多子計算の算定対象とする。
- 3 特別区民税の所得割の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3

区分	基準額
	市区町村民税 所得割課税額（円）
1	77,100円
2	211,200円
3	256,300円

注1 市区町村民税所得割課税額については、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額とする。

注2 婚姻暦のないひとり親家庭に係る市区町村民税所得割課税額については、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した額とする。

別表第4

補助対象経費	補助金額
入園料	幼児1人につき 40,000円

注 入園料補助金は、幼児1人について1回のみ交付する。

様式 省略